

議員の行動ルール明文化

～市民の信頼に応えるために～

1. 政治倫理規程とは？

2025年7月1日から「弥富市議会議員政治倫理規程」を施行しました。
これは、議員が市民の信頼に応えるための“行動のルール”を定めたものです。



2. なぜ必要？

- ・全国的に議員の不祥事が後を絶ちません。弥富市議会では、これまで倫理に関しての規程がなく、議会全体で共有するため行動基準を明文化しました。
- ・公正・誠実な議員活動の推進をするため。
- ・議会の自浄機能の強化と市民によるチェック体制の構築が必要であるため。

3. 主な政治倫理基準（抜粋）

倫理基準の例	わかりやすい言い換え
品位を損なう行為をしない	不正や疑われる行動はしません
金品の授受は禁止	お金や物の受け渡しはしません
虚偽・誹謗中傷をしない	SNSも含めて事実に基づき発信します
ハラスメント禁止	すべての人に迷惑な言動はしません
情報の悪用禁止	知り得た情報は私的に使いません
契約に不正関与しない	公の契約で便宜は図りません

※全9項目あり。詳しくは市議会HPへ。

4. 市民もチェックできる！

こんなときは…？

「議員の行動に問題があるのでは？」
そう思った市民や議員が、審査を請求できる仕組みがあります。
一定数の市民や議員の連署で審査を請求できます。
「政治倫理審査会」で内容を公正に調査し、
必要に応じて勧告（辞職・出席自粛など）も可能となります。



5. 開かれた議会へ

この規程は、市民と議員がともに信頼関係を築くための仕組みです。
今後も市民とともに、より良い議会運営を目指してまいります。

▶ 詳細・全文はこちら（弥富市議会ホームページへ）

